

水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業
水素スタンド安全技術基準分科会 第1回 (平成27年度第1回)議事録

◇ 日時：平成28年1月28日(木) 10:00～11:00

◇ 場所：JPEC第1会議室

◇ 委員・出席者:(敬称略)

委員：石川敬(主査)、川村信之、小海義憲、佐藤学、長沼充祥、
西井匠、森田康裕

オブザーバー：METI : 肥後盛長

神奈川県 : 加藤文雄

KHK : 篠田康則

JIMGA : 相馬一夫

FCCJ : 濱野勝

NEDO : 関澤好史、柴田憲

事務局：川付正明、高井康之、吉田剛、相川芳明、米田浩、佐藤光一、
森本正史、川又正史、大場伸和

《議事要旨》

以下の自主基準について指摘事項があったため、修正案を事務局で検討し、委員に配付することとした。

《p.10 2. パージライン用元弁及びベントライン接続部の措置》

《p.13 5. 圧縮水素スタンド内に存置する水素トレーラー等のフレキシブルチューブ接続、切り離し時の措置》

《p.14 6. 圧縮水素スタンドの高圧ガス設備に使用する材料》

《p.20 12. 圧縮機のガス温度上昇防止措置》

《p.23 15. 圧縮スタンド内に存置する水素トレーラー等の管理》

《p.25 17. 改質装置の安全対策》

《p.27 安全技術検討会メンバー》

《議事詳細》

(1) JPEC 自主基準の位置付け及び審議体制について

資料 15-01-02 JPEC 自主基準の位置付け及び審議体制について

指摘事項なし

(2) 自主基準改定案

資料 15-01-06 自主基準新旧対照表

事務局より自主基準新旧対照表について説明した。主な質疑は以下のとおり。

《p.10 2. パージライン用元弁及びベントライン接続部の措置》

Q：図 1 の安全弁及び圧力リリーフ弁の放出先をベントラインに接続すべき。また、蓄圧器の圧力区分が同じであることを示すために圧力を表示するか、圧力差がある場合の逆止弁を表示すべき。

A：指摘のとおり、安全弁及び圧力リリーフ弁の出口配管をベントラインに接続し、圧力区分を付けて逆止弁を追加する。

《p.13 5. 圧縮水素スタンド内に存置する水素トレーラー等のフレキシブルチューブ接続、切り離し時の措置》

Q：規則関係条項は、バルブ操作に係る内容があるので、第 7 条の 3 第 3 項（準用元は第 6 条第 2 項第 6 号）、例示基準 51 を加えるべき。

A：指摘のとおり、規則関係条項を、第 7 条の 3 第 3 項、(第 6 条第 2 項第 6 号)、例示基準 51.」に修正する。

Q：フレキシブルチューブという用語を使っているが、ピグテールや銅配管で接続することがあり、これはフレキシブルチューブではない。

A：フレキシブルチューブという用語をフレキシブルチューブ等（フレキシブルチューブ、ピグテール、銅配管を含む。）に修正する。

《p.14 6. 圧縮水素スタンドの高圧ガス設備に使用する材料》

Q：2. (1) に「都道府県に申請し、承認を得ること。」とあるが、承認の制度はない。「都道府県に許可申請又は届出をする際に、当該材料を使用して差し障りのないことの確認を受けること。」とすべき。

A：次のとおり修正する。

2. 都道府県に許可申請又は届出をする場合

(1) 例示基準 9.2「ガス設備等に使用する材料」に示された材料と同等の性能を有していることを示した資料を整え、都道府県に許可申請又は届出をする際に、当該材料を使用して差し障りのないことの確認を受けること。

《p.20 12. 圧縮機のガス温度上昇防止措置》

Q：「当該ガス温度にて異常を検知～」は「当該ガス温度の異常を検知～」とすべき。

A：指摘のとおり修正する。

《p.23 15. 圧縮スタンド内に存置する水素トレーラー等の管理》

Q：1. に「～圧縮水素スタンド敷地境界の防火壁～」とあるが、防火壁を敷地境界ではなく、もっと内側に設置するケースもある。

A：防火壁ではなく、障壁を設置するケースもあるので、敷地境界を削除し障壁を加え、「～圧縮水素スタンドの防火壁（障壁を含む。）～」に修正する。

Q：絵がほしい。

A：承知した。

《p.25 17. 改質装置の安全対策》

Q：（４）の意図していることが解りにくい。

A：事務局で検討する。

（事務局後記）

（４）の文章末尾に（注）を追記し、2.（２）の次に下記の注を追加する。

（注）圧縮天然ガススタンドに併設した圧縮水素スタンドにおいては、規則第7条2項6号により緊急時に圧縮天然ガスの供給を遮断するための措置を講じているため、本自主基準による緊急時に原燃料を自動的に遮断する措置は不要である。

《p.27 安全技術検討会メンバー》

A：水素スタンド安全技術基準分科会メンバーのリストに差し替える。

《その他》

・事務局にて、指摘事項を修正し委員に配付する。最終承認について書面審議をお願いするかどうか、主査と相談の上決めることとする。

・今後のスケジュールは、本分科会で技術基準（案）が承認された後、速やかに「水素インフラ規格基準委員会」を招集し、審議・承認された段階で、正式に「水素スタンド安全技術基準 JPEC-S 0007(2016)」が制定されることになる。目標としては3月末までに招集したいと考えているが、委員長等の都合により4月以降になる可能性もある。

以上